三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年五月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県都留市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、都留市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年五月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県甲州市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、甲州市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年五月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県都留市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、都留市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
都留市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、都留市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年五月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県甲州市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
甲州市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年五月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県韮崎市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
韮崎市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百五十七号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十八年五月二十三日から同年六月五日までの毎日午前八時から午後六時半までの間に限る。）。

平成二十八年五月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　北緯三十五度三十八分四十一秒東経百四十度一分五秒の地点、北緯三十五度三十八分五十七秒東経百四十度一分三十七秒の地点、北緯三十五度三十七分十三秒東経百四十度三分四十秒の地点及び北緯三十五度三十六分五十五秒東経百四十度三分二十秒の地点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた水域
二　北緯三十五度三十八分四十三秒東経百三十九度五十六分三十九秒の地点、北緯三十五度三十八分二十九秒東経百三十九度五十六分五十二秒の地点、北緯三十五度三十七分四十八秒東経百三十九度五十五分三十六秒の地点及び北緯三十五度三十八分一秒東経百三十九度五十五分二十二秒の地点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた水域

○国土交通省告示第七百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年五月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

第1　起業者の名称　国土交通大臣
第2　事業の種類　一般国道2号改築工事（富海拡幅・山口県周南市大字戸田字南椿埠地内から防府市大字富海字御幸地内まで）
第3　起業地
1　収用の部分　山口県周南市大字戸田字南椿埠地内
山口県防府市大字富海字椿埠、字梶ケ迫、字平佐、字湯免、字丸山、字野地山、字羽山、字金子山、字折出、字き堂橋、字河原、字長左古、字楮、字新殿、字南平田、字北平田、字四ノ坪及び字御幸地内
2　使用の部分　山口県周南市大字戸田字南椿埠地内
山口県防府市大字富海字椿埠、字梶ケ迫、字湯免、字丸山、字金子山、字折出、字長左古、字楮、字新殿、字南平田、字北平田、字四ノ坪及び字御幸地内